### 令和6年度旭色プロジェクト推進業務委託仕様書

## 1 業務名

令和6年度旭色プロジェクト推進業務委託

### 2 業務目的

この業務は、魅力商品開発プロジェクト「旭色」を本市の交流資源として定着させ、市内のにぎわい創出や産業の活性化を図ることを目的として、第4弾「旭色」の準備及びPR並びにデジタルスタンプラリーの実施等を一体として委託するものである。

# 3 基本的な考え方

「旭色(あさひいろ)」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内を活性化させるため、市の魅力である「いちじく」と「紅茶」を使った、「紅茶」に合う新商品・新メニューを市内事業者が開発するプロジェクトであり、令和3年2月9日に開始し、インスタグラム投稿キャンペーン等を実施した。さらに、令和3年7月から9月までにスピンオフ企画の「ひんやり紅茶スイーツ」を、「旭色」商品と併せて各店舗を巡るデジタルスタンプラリー※」を開催した。

令和4年3月29日からは、オンラインMAPなどのPRツールを制作して第2弾旭色を開始し、令和4年7月から10月までにスピンオフ企画の「あさひ夏色」を、「旭色」商品と併せて各店舗を巡るデジタルスタンプラリー $^{*2}$ を開催した。

令和5年3月23日からは、テレビやSNS広告等でのPRを強化して、第3 弾旭色及びスピンオフ企画の「あさひ推しいろ」を開始し、令和5年4月から6 月まで、各店舗を巡る尾張旭グルメデジタルスタンプラリー\*3を開催した。

また、第3弾までの取組内容等を振り返った上で、令和5年度に旭色参加事業者との意見交換会を実施したところ、参加事業者から旭色プロジェクトに対して下記の意見・要望を受けた。

- いちじく、紅茶が扱いにくいお店も参加できるようにしてほしい。
- LINEを使ったスタンプラリーを実施してほしい。
- 市のマスコットである、あさぴーを活用したPRができると良い。
- ・ 旭色参加店が協力して出店する機会があると良い。
- 参加事業者間でコミュニケーションが取れる場がほしい。

本事業は、こうした事業者の意見をくみ取りながら、参加事業者の主体性をより発揮できる形での実施が望ましいと考えており、令和6年9月に開始予定の第4弾旭色の準備及びPR並びにデジタルスタンプラリーを行い、効果的な手法を活用したプロジェクトの推進を期待する。

※1 旭色&ひんやり紅茶スイーツデジタルスタンプラリーの参加者は約460 名、スタンプ数635個

- ※2 旭色&あさひ夏色デジタルスタンプラリーの参加者は約1,038名、スタンプ数1,854個
- ※3 尾張旭グルメデジタルスタンプラリーの参加者は約809名、スタンプ数 2,121個

# 4 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月26日(水)まで

### 5 業務内容

- (1) 旭色プロジェクト推進のための企画運営
  - ア 受託者は、プロポーザルで採用した企画案のうち、市と協議の結果、実施することとなったものについて、円滑に運営すること。その際、市の指示に応じて、修正・再立案に対応すること。
  - イ 運営に当たっては、市だけでなく、これまで「旭色」に携わってきた(一社)尾張旭市観光協会の意見も参考にすること。
  - ウ 企画内容は、効果的な情報発信、PR方法、イベント開催等、商品の販売促進や店舗への来訪に繋がるものであって、スケジュールや予算を考慮して、実現可能なものとし、本仕様書で必須としている業務を除き、詳細条件は定めない。
  - エ 第4弾旭色は、いちじく・紅茶に関連する部門とその他の部門にジャンル分けをして実施する想定をしているが、参加事業者の意見を参考にしながら決定していくこととする。
  - オ 参加を希望する事業者(50程度を想定)の募集は、市が行うため、とりま とめた事業者のリストを本業務の受託者に提供する。受託者は、参加事業者に 対し、原則として対面(オンライン含む。)により、最終的な事業説明と参加 の意思確認を行い、参加申込書等を頂くこと。
  - カ 本市のイメージキャラクター「あさぴー」が20周年を迎え、参加事業者の 意見もあったことから、商品開発のテーマ等に「あさぴー」を活用すること。

# (2) デジタルスタンプラリーの企画運営

# ア 企画運営

- (ア) 受託者は、本市のLINE公式アカウントを活用し、参加店舗を巡るデジタルスタンプラリーを企画運営すること。
- (4) デジタルスタンプラリーは、本市LINE公式アカウントと連携することとし、構築・運用をする参加事業者のシステムを利用すること(参加事業者との調整方法については実施要領9-(7)を参照)。なお、デジタルスタンプラリーのシステムに係る構築や運用等、一切の経費は、本委託料から支出すること。
- (か) 本市イメージキャラクターの「あさぴー」を活用した企画内容とすること。
- 国 開催期間は第4弾旭色開始日(令和6年9月頃)から約3か月程度とする。
- (f) デジタルスタンプラリーの対象とする地点は、「旭色」参加店舗(約50店

- 舗)及び市内スポット(協議の上、あさぴー20周年がPRできるような装飾をすること)とする。
- (カ) 運営に当たっては、受託者が直接、参加事業者等との調整や説明を行うものとし、なるべく参加事業者の負担とならないよう配慮すること。
- (\*) 集客につながるよう、コンプリート賞又はスタンプ最多獲得者及び一定のスタンプを獲得した者のうち応募者に対し、抽選で当たる景品を設けること。市と協議の上、参加事業者のメリットや、市のPRにつながるような景品を盛り込めることが望ましい。
- (ク) 参加者数など、今後の効果測定につながる指標を設定すること。

### イ 問合せ対応

- (ア) 受託者は、デジタルスタンプラリーの開催に当たり、参加店舗等が参加者等からの問合せを受けることとなり、困ることがないよう、適切に対応するものとする。
- (4) 参加者等からの問合せ先を必ず設けること。受託者を問合せ先とするほか、 尾張旭まち案内を運営する (一社) 尾張旭市観光協会との協議が調えば、同協会に委託するようなことも可とする。
- (ウ) デジタルスタンプラリー対象地点に、あらかじめ分かりやすい参加方法や操作の説明書を設置すること。
- ウ アンケート等の実施、集計及び分析
  - (7) 受託者は、デジタルスタンプラリー参加者の属性を把握すること。
  - (4) 受託者は、参加者及び参加事業者に対しデジタルスタンプラリー開催に係るアンケートを実施すること。
  - (ウ) 把握する参加者の属性及びアンケートの項目は、市と協議の上、決定すること。
- (エ) 参加者の属性及びアンケートの集計と分析を行い、結果を市に報告すること。 エ 景品当選者の決定並びに景品の調達及び発送
  - (ア) デジタルスタンプラリー期間終了後、抽選を行い、景品の当選者を決定すること。
  - (4) 景品の調達及び発送は、受託者が行うこと。

# (3) 運営会議の実施

- ア 第4弾旭色の運営に関する意見交換や参加事業者の交流を図るため、運営会議を3回以上実施すること。
- イ 実施時期は令和6年5~6月、8月、令和7年2月頃とし、開催時間は可能な限り参加事業者に配慮すること。
  - 会場を公共施設とする場合は、市で予約することとする。
  - ・ 会を効果的に運営できるような人材を配備し、参加事業者間の交流が図られるよう工夫すること。
  - ・ 参加事業者が、都合により運営会議に参加できないことも予想されるため、予め意見を聞いたり、報告したりする等、柔軟に対応すること。

運営会議実施後、1週間以内に議事録を作成すること。

## (4) PRイベントの企画運営

- ア 旭色のPR及び参加事業者の交流を目的とし、旭色グルメが楽しめるイベントを実施すること。
- イ イベントは市内のまつり等でのブース出店を想定しているが、独自の提案を 可とする。なお、市のまつり等への出店を検討する場合は、事前に産業課を通 して実施の可否を確認すること。
- ウ 旭色参加事業者の出店等については、受託者が主体となって、参加事業者等 との調整を図ること。

### (5) 情報発信及びPR

- ア 受託者は、各種メディアやSNS、著名人・インフルエンサーを活用するなど、効果的な情報発信及びPRを行うこと。
- イ 情報発信及びPRは、第4弾旭色を開始する令和6年9月下旬頃及びデジタルスタンプラリー終了後の令和7年1月頃の2回に分けて実施すること。
- ウ 主にマスコミを対象とした開発商品のプレス発表会は、必ず行うこと。

## (6) PRツールの制作

- ア 受託者は、旭色及びデジタルスタンプラリーのPRツールとして、少なくと も、リーフレット、ポスター及びWEBサイトを制作すること。
- イ リーフレットは、参加事業者、商品のPR効果が高いデザイン及び構成とし 最低10,000部を印刷、納品すること。また、デジタルスタンプラリーの 開催を周知するチラシを別途作成するものとするが、提案内容によりリーフレ ットと合わせることも可とする。
- ウ ポスターは、デジタルスタンプラリーの開催を周知するものとし、最低20 0部を印刷、納品すること。なお、納品する全てのサイズが同一である必要は ない。
- エ リーフレット、ポスターの設置、配布等の対象は、尾張旭まち案内等の公共施設、参加店舗、各種イベント・観光展、各種協力団体、愛知県関連施設等を想定している。ただし、その他への設置、配布等についての提案を妨げるものではない。
- オ WEBサイトは、本業務特設サイトに、参加事業者、商品及びデジタルスタンプラリーの開催について掲載し、広く情報を発信することが望ましい。この特設サイトについては、(一社)尾張旭市観光協会サーバーに設置するものとする。なお、同サーバーを使用して制作可能なWEBサイトの仕様等については、契約締結後に、(一社)尾張旭市観光協会と直接調整を行うこと。また、納品後(受託者との契約期間満了後も含む。)も、軽微な編集(テキストの書き換え、写真の入れ替え等)や管理運営が可能なものとすること。
- カ PRツール制作に必要な写真の撮影、取材、インタビュー等、原則として、

受託者が企画し、必ず市の意向に沿ったものを、受託者主導で行うこと。店舗との取材日程の調整も受託者が直接行うこと。

なお、撮影した店舗及び商品等の宣材写真の著作権は市に帰属するものとし、受託者は、データをCD等に記録した上で、市に納品するものとする。

- キ 市が保有する写真が必要な場合等、市も適宜協力を行うものとする。
- ク 受託者は、各種 P R ツールの原案を制作の上、本市に提出し、必要な都度、 校正を行った上で、印刷するものとする。
- ケ 受託者は、参加事業者の情報を記載するものについては、原則参加事業者の 校正を1回以上受けること。なお、受託者の責により校正漏れ等が生じた場合 は、参加事業者に対し、適切に対応すること。
- コ 制作物のうち、参加事業者の店舗に設置するものについては、原則店舗への 配布及び説明を実施すること。

# (7) その他

- ア 受託者は、プロポーザルで採用した企画案のうち、市と協議の結果、実施することとなったものについて、円滑に運営すること。その際、市の指示に応じて、修正・再立案に対応すること。
- イ 企画内容は、商品の販売促進や店舗への来訪に繋がるものであって、スケジュールや予算を考慮して、実現可能なものとし、本仕様書で必須としている事項を除き、詳細条件は定めない。

#### 6 想定スケジュール

※ 現段階での想定であり、デジタルスタンプラリー開催期間や参加事業者等への 影響に配慮しながら変更することは可能とする。

時期	内容
4月	・令和6年度旭色プロジェクト推進業務プロポーザル開始
	・参加事業者募集開始(本市が実施)
5月	・令和6年度旭色プロジェクト推進業務事業者決定
	・参加事業者決定(メニュー開発開始)
5月下旬~	・第1回運営会議
6月	<ul><li>PRツール、デジタルスタンプラリー制作開始</li></ul>
7月	・メニュー開発期間
	・開発完了事業者から順次取材
8月	・参加事業者メニュー開発完了
	<ul><li>第2回運営会議</li></ul>
	・PRツール、デジタルスタンプラリー校了
9月上旬	<ul><li>PRツール、デジタルスタンプラリー納品</li></ul>
9月中旬	・PRツール配布 ・前期PR施策
	・お披露目会、プレスリリース等周知

	・特設WEBサイトオープン
9月下旬	・第4弾旭色、デジタルスタンプラリー開始(仮)
10月	・PRイベントの実施
~12月	<ul><li>デジタルスタンプラリー終了(仮)</li></ul>
1月	・後期PR施策 ・参加事業者アンケート
	・デジタルスタンプラリー抽選、景品発送
2月	<ul><li>第3回運営会議</li></ul>
	・アンケート等集計、事業分析
3月	・事業完了

# 7 「旭色」への事業者の参加条件(参考)

(1) 事業者要件

市内に店舗又は事業所を有する飲食関係事業者であること。

(2) 「旭色」の条件

開発する商品は、飲食に限るものとし、市内事業者は、次のア・イのテーマを 満たす商品を開発するものとする。

# ア 使用するもの

- (ア) 紅茶に合う/紅茶を使った商品
- (4) 尾張旭市産のいちじく(加工品を含む。)を使った商品
- (ウ) 上記以外(別の部門として分けて表現する。)

#### イ 商品の形態

- (ア) 店舗で提供するメニュー
- (イ) お持ち帰り商品
- (ウ) 遠方へのお土産やふるさと納税の返礼品等にできる日持ちする商品
- ウ 原則、令和6年9月下旬を販売開始時期として、令和6年度の間に、市内で 商品を販売すること。ただし、店舗の方針や材料の旬等の実情に応じ、販売 を行わない期間があってもやむをえないものとする。
- エ 商品は、既存・新規・改良のいずれでも差し支えない。
- (3) 参加に係る費用

無料

# 8 その他

- (1) 本業務の実施に当たり、関係法令、規則等を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務において知り得た情報(周知の情報は除く。)を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 業務に当たり作成した成果品の著作権は、全て本市に帰属する。
- (4) 本業務の範囲において、受託者と参加者、参加事業者等との間で発生したトラブル等については速やかに対応し、本市にその結果を報告すること。ただし、緊

急対応が必要となる場合については、本市と対応方法等を協議すること。

- (5) 受託者は、業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、本市と協議の上、その一部を再委託又は請け負わせることができる。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本市と速やかに協議を行い、決定するものとする。